平成２４年（フ）第２６７０号
大阪市住吉区苅田６丁目４番６号
債務者　木下　保藏
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２０２号
大阪市住吉区長居東４丁目14番４―402号
債務者　狩谷千佳子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４８７号
大阪府守口市馬場町２丁目４番21号
債務者　久保　信也
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５３３号
大阪府高槻市西五百住町14番６―101号
債務者　深野　伸也（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５６６号
大阪府箕面市桜４丁目２番７号、前住所東京都江戸川区中葛西１丁目22番５号　グランドールⅡ101
債務者　山下　道徳
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５７１号
大阪市東淀川区大道南１丁目６番５―604号
債務者　深井　研児
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６２５号
大阪府枚方市枚方元町４番30―304号
債務者　山崎　和博（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９３６号
大阪府池田市五月丘３丁目５番128―103号
債務者　村上　松夫
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９３７号
大阪府池田市五月丘３丁目５番128―103号
債務者　村上　光子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０７２号
大阪市生野区巽東１丁目12番25―305号
債務者　吉田俊和こと　卞　　俊錫
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０８４号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目16番２号　ツインカーサＢ棟405号
債務者　京島　美保（旧姓粥川）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０８８号
大阪府守口市金田町５丁目２番１号
債務者　辻　　正造
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１２４号
大阪府枚方市交北３丁目１―７―401、住民票上の住所大阪府枚方市東山１丁目45番地403
債務者　島　　鈴枝
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１４９号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目12番12―401号
債務者　河井　浩文
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１５０号
大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ37―407号
債務者　金山　輝男
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１５５号
大阪市東淀川区豊里１丁目５番９号早岡ハイツ403号
債務者　岩﨑　勇一
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１５６号
大阪市西区阿波座１丁目10番７―701号
債務者　根上　和子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部